

# 女性世帯主世帯の世帯構成と就業選択

——カンボジア・シェムリアップ州タートック村を事例として——

佐藤奈穂

## 序

- I タートック村の概況
- II 女性世帯主世帯の世帯構成と労働力
- III 女性世帯主世帯の抱える制約
- IV 女性世帯主世帯の就業選択
- 結語

## 序<sup>(注1)</sup>

### 1. 課題の設定

1993年の国連カンボジア暫定統治機構(UNTAC)による総選挙、そして1998年のボル・ポト派完全投降が実現するまでの20年余り、カンボジアは内戦と混乱の時代を過ごしてきた。ボル・ポト時代と長期にわたる内戦は、現在のカンボジアにおける社会、文化、経済、人々の精神面等に大きな影響を及ぼしている。そして、その影響の1つとして男性の死亡の多さによる男女比の偏りが挙げられる。

カンボジアの総人口性比（女性100人あたりの男性人口）は93であり [Cambodia, Ministry of Planning, National Institute of Statistics 1999]、他の東南アジア諸国フィリピン99、ラオス98、タイ・ベトナム97 [U.S. Central Intelligence Agency 2002] に比べても低い。特に40歳～44歳で67.2と低い値になっている。婚姻状況を見ても、男性が配偶者を有する割合は40歳～44歳で96.7パーセント、45歳～49歳で96.9パーセン

トであるのに対し、女性はそれぞれ78.4パーセント、73.2パーセントと男性の値を大きく下回る。50代以上では男性が88.8パーセントであるのに対し、女性が53.2パーセント<sup>(注2)</sup>と低い値となっている。それら40代以上の女性が配偶者を有していない理由は、死別が68パーセントと過半数を占め、続いて離婚17パーセント、未婚が13パーセント、別居が2パーセント程度である [Cambodia, Ministry of Planning, National Institute of Statistics 2000]。死別以外の大部分を占める離婚および未婚女性の存在は、男性人口の過少により女性の結婚および再婚の機会が限られていることの現れであり、男女比の偏りによる二次的な現象として捉えることができるであろう。そして、女性が世帯主である世帯は国全体の世帯の25.7パーセントを占めているのである [Cambodia, Ministry of Planning, National Institute of Statistics 2000]。

1998年のセンサス報告書によれば、世帯主となった女性に関して「女性、特に男性労働力による支えを失った世帯主の女性は、男性よりも貧困に陥りやすい傾向にある。(中略) また、幼い子供を有している場合は、より困難な貧困に直面している。(中略) カンボジアには社会の主流から排斥されている未婚もしくは再婚機会のない寡婦が多く存在している。これは農村

部における最も貧困な人々が、それらの女性であることからわかるであろう。」と述べ、彼らが社会的弱者であることを指摘している [Cambodia, Ministry of Planning 2000, 5]。こうした指摘は、他の調査報告等でも度々取り上げられてきた。

しかし、一方で全国規模での社会経済調査では「女性世帯主世帯 (female-headed households) が男性世帯主世帯 (male-headed households) に比して貧困割合<sup>(注3)</sup>が高いとは言えない」という結果が示されている。1993/94年の社会経済調査によると、貧困世帯割合は男性世帯主世帯で全世帯の39.8パーセントであるのに対し、女性世帯主世帯では34.6パーセントと若干低い割合となっている [Prescott and Pradhan 1997]。1999年の調査でも同様の傾向が出ており、男性世帯主世帯で36パーセント、女性世帯主世帯では34パーセントである [Cambodia, Ministry of Planning, *A Poverty Profile of Cambodia-1999*]。その原因として、世帯主女性の平均年齢が世帯主男性よりも高いこと、そして女性世帯主世帯では子供の数が少なく、扶養家族が少ないことが挙げられているが<sup>(注4)</sup> [Cambodia, Ministry of Planning 1998, 39]、その実状は明らかにされていない。

このように主に政府機関から出版される資料では、たびたび女性世帯主世帯の存在が取り上げられている（例えば Rajalakshmi and Zaan [1997]）。しかし、いずれも人口センサスなどによる統計データを分析したものであるため、国全体の女性世帯主世帯の状況を大まかに把握することは可能であるものの、そこから実際の生活状況を知ることはできない。また、フィールド調査により女性世帯主世帯の実態を明らか

としたものに、高橋（2003）がある。タケオ州の1農村における調査により、女性世帯主世帯の世帯構成、労働力の確保、家計状況が示されている。実際の女性世帯主世帯の生活を知る上で貴重な報告であるが、それぞれの概要を示したものであり、他世帯との比較等の分析には至っていない。現時点では、カンボジアの女性世帯主世帯に関して詳細に調査、分析した研究はほとんど存在せず、その実態が明らかにされているとは言い難い状況である。

本稿では、女性世帯主世帯の生計維持戦略の一側面を、一農村の事例から明らかにすることを目的とする。特に女性世帯主世帯の世帯構成の特徴を明らかにし、誰によって労働力が構成されているのか、どのようにして労働力が確保されているのかを探る。そして女性世帯主世帯がいかなる就業選択をし、生計維持を図っているのかについて、他の世帯との比較分析により論究する。

しかし、筆者の調査は経済調査としての側面を有しつつも、各世帯における家計の収入と支出を把握していない。あくまでも世帯内の労働力と就業選択の傾向に関する記述に留まっていることを先にお断りしておく。

## 2. 調査方法

調査地はシェムリアップ州プオック郡プオック行政区ターットック村（以下、調査村もしくは村とする）である（図1）。カンボジアの地方行政区は上からカエット（Khet, 州）、スロック（Srok, 郡）、クム（Khum, 区）である。本調査では最小行政単位のクムよりも小さい単位であるプーム（Phum）を調査対象とした。それは人々がプームに帰属意識を強く感じているためである。

図1 調査地（タートック村）の位置



(出所) Cambodia, Ministry of Planning/National Institute of Statistics 1999,  
*General Population Census of Cambodia 1998.*

カンボジアは農業国であり全人口の84.3パーセントが農村に居住していることから [Cambodia, Ministry of Planning, National Institute of Statistics 1999]、農村を調査対象とすることとした。また、農村はさらに、稻作を中心の田の農村（スロック・スラエ：Srok sre）と畑作を中心の畑の農村（スロック・チョムカー：Srok camkar）の2つに大別できるが、カンボジアにより多く存在し、カンボジア農村の典型と位置付けられる田の農村を選定した。

調査期間は、予備調査が2001年8月30日から9月17日（計19日間）及び本調査が2002年2月15日から4月11日（計55日間）、補足調査が

2002年9月13日から9月26日（計14日間）である。

各世帯への聞き取り調査は、1軒の家を1世帯と見なし、1世帯につき1組の質問票を用いた。カンボジアの家族、世帯の概念についてはいまだ議論の余地のあるところだが、筆者の調査では2世代が同居するような家においても、多くの世帯で食事が共に行われ、家事労働、農作業等が共同で実施されていた。そのため、カンボジアの世帯概念の議論については、家計の把握とともに次の機会に譲るとし、ここではひとまず高橋（2001）と同様に、1軒の家を1世帯として扱うこととする。

調査対象者は主に世帯内の成人女性とし、各世帯にて実施した。村には190の世帯が存在するが、聞き取り調査を実施したのはうち129世帯（731人）であった。また世帯全体に関する質問<sup>(注5)</sup>（本稿における分析では第Ⅱ節第4項の家事労働の従事状況に関する質問のみが該当）は全調査世帯の129世帯のうち、76世帯に対してのみ実施した。両サンプルともランダムサンプリングにより抽出した。

## I タートック村の概況

### 1. 経済環境と地理的位置

（1）シェムリアップ州の経済状況  
現在、カンボジアは全人口の70.8パーセントが農業に従事する農業国であるが〔Cambodia, Ministry of Planning, National Institute of Statistics 2003〕、1993年の総選挙による和平成立以降、高水準の経済成長がスタートし、1994年から2000年にかけて平均5.1パーセントの実質経済成長率を達成している。この期間の主な成長要因は、主要生産品目である米の生産量の増加、外国直接投資による多数の縫製工場の設立、建築業および通信部門の成長、そしてシェムリアップ州のアンコール遺跡群による観光産業の発展等が挙げられる〔廣畑2004, 15-16; Sarthi and others 2003, 1〕。

シェムリアップ州全体の経済活動は農業中心であるが、シェムリアップ州の中心部、シェムリアップ郡にアンコール遺跡群が存在し、周辺部では観光都市としての発展が進んでいる。内戦終結以後、観光客は概して増加傾向にあり、空路にてシェムリアップを訪れた人の数は、1999年から2001年の2年間で84.5パーセント増

加している<sup>(注6)</sup>。

観光業の発展により、シェムリアップ中心部では、ホテル、レストランをはじめ土産物店、旅行代理店などの従業員、そして建築現場での労働者等の就労機会が創出されている。シェムリアップ観光局の資料により〔Cambodia, Ministry of Tourism 2002〕、各職種における女性の占める割合を見ると、ホテルで42.8パーセント、レストランで59.9パーセント、カラオケ69.8パーセント、その他サービス業（マッサージ、ディスコ、ビリヤード店）で75.9パーセントを占めている。建築作業に伴う労働力に関してはおそらく男性が多数を占めていると推測されるが<sup>(注7)</sup>、サービス業では女性に対しても大きな就労の機会が発生しているのである。

### （2）調査村の位置と地理的特徴

ボック郡はシェムリアップ州の中心部であるシェムリアップ郡に隣接しており、シェムリアップ中心部から、国道6号線を北西へ約16キロメートルの位置にある。ボック郡中心部には食料品、日用品のほぼすべてが揃うマーケットが有り、そこから約2キロ南西に入った所に調査村がある。

村の南東には水田が広がり、水田はそのままトンレサップ湖に続いている。村からトンレサップ湖まで、乾季には約15キロメートルの距離があるが、雨季に入ると村の水田に水が浸透し始め、雨季の終わり頃には村の居住地から2、3キロメートルのところまで水面がせまってくる。さらにここ4、5年は雨季におけるトンレサップ湖の氾濫程度が増し、村の居住地まで浸水してしまうほどの水害が発生している。

### 2. 性比および婚姻状況

村の調査対象者の各年齢層における性比を見

ると（表1），10代までは男性の比率が高く，20代で比率が逆転し女性の割合が高くなっているのがわかる。特に40代および50代において男性の割合が低く，それぞれ68.1，57.1である。

また，15歳以上の婚姻状況についてみると（表2），20歳～29歳では女性の既婚割合，つまり配偶者を有している者の割合が高くなっています。男性よりも婚姻時期が早いことが窺える。しかし35歳～39歳，40歳～44歳の年齢層になると，男性の既婚者は96.4パーセント，94.4パーセントなどに對し，女性はそれぞれ78.3パーセント，73.9パーセントと男性に比して低い値となっています。また45歳～49歳にいたっては，男性が100パーセント配偶者を有しているのに対し，女性は58.3パーセントとかなり低い割合である。それに伴い，死別者，離婚者ともに女性の割合が高く，死別者は45歳以上，離婚者は30歳～34歳で高い割合を示している。

カンボジア全体の婚姻状況と同様に，内戦等

表1 村の人口構成と性比

	(単位：人)			2002年3月	
	男性	女性	合計	%	性比
10歳未満	83	78	161	22.0	106.4
10代	103	100	203	27.8	103.0
20代	51	57	108	14.8	89.5
30代	43	50	93	12.7	86.0
40代	32	47	79	10.8	68.1
50代	16	28	44	6.0	57.1
60歳以上	19	24	43	5.9	79.2
合計	347	384	731	100.0	90.3

(出所) 筆者調査による。

の影響による男性の高い死亡率と，男性人口過少の二次的現象としての離婚，未婚女性の割合の高さが顕著に現れている。

### 3. 村の経済活動

調査対象世帯全体の約80パーセントの世帯が雨季に稻作を行う農家である。稻作農家は小規模な農地を有し食糧自給用の米を生産する零細な自作農がそのほとんどである。調査によれば

表2 村の男女別年齢別 婚姻状態の割合<sup>1)</sup>

(単位：%) 2002年3月

年齢(歳)	未婚		既婚 <sup>(1)</sup>		死別 <sup>(2)</sup>		離婚 <sup>(3)</sup>		別居		合計	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
15-19	100	100	— <sup>(4)</sup>	—	—	—	—	—	—	—	100	100
20-24	93.3	83.3	6.7	16.7	—	—	—	—	—	—	100	100
25-29	61.9	38.1	38.1	57.1	—	4.8	—	—	—	—	100	100
30-34	20.0	14.8	73.3	66.7	—	—	—	18.5	6.7	—	100	100
35-39	3.6	8.7	96.4	78.3	—	13.0	—	—	—	—	100	100
40-44	—	8.7	94.4	73.9	5.6	8.7	—	8.7	—	—	100	100
45-49	—	16.7	100	58.3	—	20.8	—	4.2	—	—	100	100
50以上	—	7.7	85.7	48.1	11.4	38.5	—	3.8	—	1.9	100	100
合計	41.7	40.6	54.8	43.0	2.5	12.1	—	3.9	1.0	0.4	100	100

(出所) 筆者調査による。

(注) (1) 結婚し，配偶者を有している者。

(2) 死別後，現在まで再婚していない者。

(3) 離婚後，現在まで再婚していない者。

(4) 割合が0の場合は—と表記。

村の農家の所有農地面積平均は0.46ヘクタールと0.5ヘクタールにも満たない<sup>(注8)</sup>。ほとんどの世帯が、それぞれの水田から収穫できる米では世帯内で1年間食べるに足りない、もしくは残らないと述べており、米を売って現金収入を得ている世帯は皆無である。そのため、稲作農業を営むほぼすべての世帯が兼業農家であり<sup>(注9)</sup>、兼業により現金収入を得ている。

表3は村の各世帯の就業内容を「農漁業」「自営業」「雇用労働」に分類し、それぞれの従事状況を見たものである。「農漁業」は稲作、畑作および湖での漁業を、「自営業」は主に村内を拠点とし個人を単位に実施される自営業を、「雇用労働」は公務員やサービス業等、被雇用職をそれぞれ意味している。

農漁業のみで生計を立てている世帯は全体の23.3パーセントであり、他の就業を有しつつも農漁業に従事している世帯は60.5パーセントである。つまり、全体の83.8パーセントが農漁業に従事する世帯であることがわかる。村は観光都市であるシェムリアップ中心部近郊に位置す

表3 世帯の就業

2002年3月

	合計	
	戸数	%
農漁業のみ	30	23.3
農漁業+自営業	21	16.3
農漁業+雇用労働	39	30.2
農漁業+自営業+雇用労働	18	14.0
自営業のみ	3	2.3
自営業+雇用労働	9	7.0
雇用労働のみ	8	6.2
非就労	1	0.8
合計	129	100

(出所) 筆者調査による。

る農村であるが、村の経済活動は第一次産業である農漁業を中心形成されていると言ってよい。しかし一方で、43.5パーセントの世帯が観光サービス業等の雇用労働に従事しており、都市近郊農村としての特徴を示しているとも言えるであろう。

## II 女性世帯主世帯の世帯構成と労働力

### 1. タートック村の女性世帯主世帯<sup>(注10)</sup>

本稿では女性世帯主世帯を、世帯構成員から「世帯主」と認識され、世帯に対する実質的な責任を負う世帯主が女性のみである世帯とする。

クメール語の「世帯主」に相当する「メー・クルオサー」(me kruosa)とは、直訳すると「家族の長」という意味を有する概念である。村での調査によると、夫婦の揃った世帯では、夫婦双方がメー・クルオサーであると認識されるのが一般的であった。ただし行政上の管理、住民票等の記載時には、夫婦が揃った世帯では夫がメー・クルオサーとして記載される。また複数の世代が同居する場合、例えば祖父母と父兄およびその子が同居する場合、祖父母が現役の場合、祖父（祖母のみが健在の場合は祖母）が登録上のメー・クルオサーとされる。

序節で記述したように、主に政府機関から出版される資料では「女性世帯主世帯」に対して「男性世帯主世帯」という用語が使用されている。しかし村民の認識の実態に沿って述べるならば、世帯主は夫婦双方と認識されるものであり、「世帯主は男性である」という認識は一般的であるとはいえない。夫婦の揃った世帯は夫婦が世帯主である世帯であり、夫が不在の世帯は女性のみが世帯主の世帯となる。それがカン

ボジア全般での一般的認識であるか否かは未調査であるが、本稿では村での認識を尊重し、女性のみが世帯主である世帯を「女性世帯主世帯」とし、それ以外の世帯を「男性世帯主世帯」とはせずに「一般世帯」と呼ぶこととする。なお、調査世帯の中には妻が死亡し、男性のみが世帯主である世帯が一世帯存在したが、ここではこの事例も一般世帯に含める。

本稿における女性世帯主世帯には、以下の2タイプの世帯が含まれる。

(1)夫と死別もしくは離婚した女性が世帯主である世帯。

(2)未婚の成人女性が世帯主である世帯。

具体的に述べると、(1)は主に世帯主である女性とその子、老親、兄弟姉妹から構成されることが多い。子供が既に結婚し、その夫婦が同居している場合もここに含まれている。(2)は未婚の成人女性の姉妹のみで形成される世帯、あるいは未婚の成人女性が甥、姪等の養子を引き取り同居している世帯である。

調査を実施した129世帯731人のうち、女性世帯主世帯は全世帯の20.9パーセントの27世帯120人（世帯全体に関する質問を実施した76世帯では女性世帯主世帯14世帯、一般世帯62世帯）であった。以下、これら女性世帯主世帯と一般世帯の比較により、女性世帯主世帯の生計維持戦略の特徴を明らかにしていく。

## 2. 女性世帯主世帯の世帯構成

### (1) 世帯の構成形態

一般的にカンボジアの世帯は、夫婦と未婚の子から成る核家族が基本であるとされているが、女性世帯主世帯はどのように構成されているのであろうか。表4により、女性世帯主世帯の構成形態を確認すると、全女性世帯主世帯27世帯

のうち、世帯主とその子のみで形成される、いわゆる母子家庭の形態を取っている世帯は33.3パーセントの9世帯であることがわかる。その他の世帯では母子以外の構成員が存在するのである。それぞれを確認してみると「姉妹」との同居世帯7世帯、「親」との同居世帯2世帯、「夫と死別・離婚した娘とその子」との同居世帯4世帯、「子夫婦」との同居世帯3世帯、「その他」2世帯となっている。

カンボジアの親族組織は母系、父系どちらかを特に重視するようなものではなく、双方に広がりをもつ双系組織であるが [Ebihara 1971, 95]、婚姻は妻方居住制が一般的であり、子供が結婚すると妻方の両親から土地の一部を相続し、独立して新居を構える。そして最後まで残った末娘が両親と同居し、家とその土地を相続する<sup>(注11)</sup>。そのため村の女性世帯主世帯においても、兄弟や息子ではなく姉妹や娘といった女系親族との同居パターンが多く観測されている。これら母子以外との同居世帯すべてが農作業、家事労働を共同で遂行し食事を共にしており、互いの協力の上で世帯運営を実施している。そのため、これらの同居世帯は1つの世帯を見ることが可能であると考えられる。

ここで、核家族構成員である世帯主女性（一般世帯では世帯主である夫婦の内の女性を指す）、夫、娘、息子以外の構成員と同居しているケースを「拡大家族」と呼ぶとすると、女性世帯主世帯全27世帯のうち、66.7パーセントにあたる18世帯が拡大家族の形態を取っているということになる。一方、一般世帯で拡大家族を形成している世帯は29.4パーセントである。女性世帯主世帯では拡大家族が7割程度であるのに対し、一般世帯では核家族が7割程度と、有意な差が

2002年3月・9月

表4 女性世帯主世帯の世帯構成

	世帯番号	世帯主女性	子	姉妹・兄弟	孫	親	子の配偶者	姪・甥	備考
母子	No.14	世帯主：(50) 息子：(45)	息子：(8) 息子：(8) (5)						
	No.20	世帯主：(44)	娘：(19)	息子：(17)					
	No.22	世帯主：(60)	息子：(26)	娘：(20)					
	No.28	世帯主：(39)	息子：(21)	娘：(18) (15) (8)					
	No.58	世帯主：(54)	息子：(30) (28)	娘：(20) (15) (13)					世帯主女性は家事と自給用の野菜の栽培を担当。
	No.72	世帯主：(36)	息子：(22) (4)	娘：(15) (10)					
	No.86	世帯主：(56)	息子：(28)	娘：(25)					
	No.95	世帯主：(48)	娘：(30) (20) (16) (13)	息子：(26) (18)					
	No.181	世帯主：(48)							
	No.12	世帯主：(31)							
姉妹	No.21	世帯主：(53)							
	No.24	世帯主：(41)							
	No.31	世帯主：(62)	娘：(22)	息子：(19)					
	No.138	世帯主：(52)							
	No.140	世帯主：(39)	息子：(7)	娘：(5) (2)					
	No.166	世帯主：(50)	娘：(31)	娘：(33)					
	No.30	世帯主：(66)	娘：(27)						
夫と死別・離婚した娘とその子	No.47	世帯主：(68)	娘：(41)						
	No.105	世帯主：(56)	娘：(31)						
	No.114	世帯主：(45)							
	No.171	世帯主：(30)	息子：(13) (5)		弟：(22)				
親	No.82	世帯主：(49)	娘：(28)	息子：(24)					
	No.17	世帯主：(49)	息子：(28)						
	No.8	世帯主：(49)	娘：(28)	息子：(24)					
子夫婦	No.43	世帯主：(49)	息子：(28)						
	No.69	世帯主：(75)							
その他	No.34	世帯主：(40)							
	No.69	世帯主：(57)	娘：(23)						

(出所) 筆者調査による。  
 (注) 太字は就労している者を表す。

生じている。現在子夫婦と同居している世帯は以前、母子家庭であった可能性が高いものの、女性世帯主世帯が母子家庭である割合は30パーセント程度なのである。

つまり、女性世帯主世帯の女性たちは、実家に残り親と同居するもしくは同居可能な親族世帯が存在する場合、世帯を再形成する等の方法により、親や姉妹との拡大家族の形成を図っているのである<sup>(注12)</sup>。

## (2) 世帯人数

両世帯の世帯人数を比較してみると（表5）、1世帯当たりの平均世帯人数は一般世帯で6.1人であるのに対して、女性世帯主世帯では4.2人と女性世帯の世帯人数が少ない。全国レベルの統計調査においても、一般世帯が5.5人、女性世帯主世帯が4.3人と同様の傾向がみられる[Rama Rao and Zaan 1997]。これは、夫が不在であることに加えて、未婚の場合には子がおらず、死別・離婚の場合にもそれ以降、子が増えないことがないため、子の数が女性世帯主世帯では少ないと原因であろう。女性世帯主世帯では拡大家族の形態をとる世帯の割合が高いものの、獲得される世帯構成員の数（村の拡大家

表5 世帯人数

(単位：戸) 2002年3月

		2人以下	3-4人	5-6人	7人以上	合計	平均(人)
一般世帯	(戸) (%)	7 6.9	20 19.6	27 26.5	48 47.1	102 100	6.1
女性世帯主 世帯	(戸) (%)	5 18.5	10 37.0	10 37.0	2 7.4	27 100	4.2
合計	(戸) (%)	12 9.3	30 23.3	37 28.7	50 38.8	129 100	5.7

(出所) 筆者調査による。

(注)  $X^2 = 15.397$ , df=3, p<.002。

族を形成している女性世帯主世帯では一世帯当たりの平均獲得人数は2.3人）は一般世帯の夫と子の数の合計よりも少ないと考えられる。

## 3. 女性世帯主世帯の労働力

### (1) 就労者と扶養者数

世帯における就労者数（表6）を比較してみると、一般世帯と女性世帯主世帯では平均それぞれ2.8人と2.4人と一般世帯が若干高い値を示しているものの、有意な差ではない。

女性世帯主世帯では一般世帯と比して世帯人口が少ないものの、就労者数に差異はない。ここから世帯内の就労者割合が高く、扶養者の割

表6 世帯内の就労者数

(単位：戸) 2002年3月

		0人	1人	2人	3人	4人以上	合計	平均(人)
一般世帯	(戸) (%)	0 0.0	7 6.9	47 46.1	24 23.5	24 23.5	102 100	2.8
女性世帯主 世帯	(戸) (%)	1 3.7	4 14.8	10 37	9 33.3	3 11.1	27 100	2.4
合計	(戸) (%)	1 0.8	11 8.5	57 44.2	33 25.6	27 20.9	129 100	2.7

(出所) 筆者調査による。

(注)  $X^2 = 8.131$ , df=4, p<.087。

## ~~~~~研究ノート~~~~~

合が低いことが推測される。実際、両世帯の世帯内扶養者人数を比較してみると（表7）、一般世帯で平均3.3人であるのに対し、女性世帯主世帯では平均1.8人と女性世帯主世帯の扶養者数が少ないことがわかる。世帯内の就労者数に差異がないことから、就労者1人当たりの扶養者数も女性世帯主世帯では少ないとえるであろう。

### （2）就労者の男女比

一方、両世帯における就労者の男女比を見ると、一般世帯では女性の占める割合が53.9パーセントであるのに対して、女性世帯主世帯では75パーセントとなっている。一般世帯では男女がほぼ半数の割合であるのに対して、女性世帯主世帯では女性が大部分を占めているのである。全国レベルの統計調査でも、女性世帯主世帯の就労者は71パーセントが女性であり、就労者が主に女性により構成されていることが指摘されている〔Rama Rao and Zaan 1997〕。

世帯内の男性就労者数を比較すると（表8）、女性世帯主世帯では男性の就労者を有しない世帯が50パーセント以上存在する。1世帯あたりの平均男性就労者数は、一般世帯で1.3人であ

るのに対して、女性世帯主世帯では0.6人と男性就労者が少ないことがわかる（注13）。

### （3）世帯全体の就労者

では女性世帯主世帯、一般世帯それぞれで誰が就労しているのであろうか。両世帯の就労者数に差異がないということが明らかになったが、これは拡大家族の形成により労働力が確保されているためと考えられる。

世帯主女性との続柄に基づいて就労者を分類し、両世帯の総就労者数を100として分類項目別にシェアを示したのが表9である。一般世帯全体では、世帯主女性が33.5パーセント、夫がほぼ同数の32.4パーセントを占めている。そして娘、息子がそれぞれ15.3パーセント、10.7パーセントと世帯主女性、夫、娘、息子で90パーセント以上を占める。「その他女性」とは核家族構成員以外の女性（本人の姉妹や母親、息子の配偶者等）であり、「その他男性」とは核家族構成員以外の男性（世帯主の兄弟や父親、娘の配偶者等）であるが、それらの割合は5.7パーセント、2.5パーセントとわずかである。

一方、夫の就労が皆無である女性世帯主世帯全体では、世帯主女性、娘、息子の三者とも一

表7 世帯内の扶養者数

（単位：戸） 2002年3月

	0人	1-2人	3-4人	5-6人	7人以上	合計	平均(人)	
一般世帯	(戸)	9	30	36	20	7	102	3.3
	(%)	8.8	29.4	35.3	19.6	6.9	100	
女性世帯主世帯	(戸)	6	12	8	1	0	27	1.8
	(%)	22.2	44.4	29.6	3.7	0.0	100	
合計	(戸)	15	42	44	21	7	129	3.0
	(%)	11.6	32.6	34.1	16.3	5.4	100	

（出所）筆者調査による。

（注） $\chi^2=10.149$ , df=4, p<.038。

表8 世帯内の男性就労者数

（単位：戸） 2002年3月

	0人	1人	2人	3人	合計	平均(人)	
一般世帯	(戸)	4	73	18	7	102	1.3
	(%)	3.9	71.6	17.6	6.9	100	
女性世帯主世帯	(戸)	14	10	3	0	27	0.6
	(%)	51.9	37.0	11.1	0.0	100	
合計	(戸)	18	83	21	7	129	1.1
	(%)	14.0	64.3	16.3	5.4	100	

（出所）筆者調査による。

（注） $\chi^2=41.519$ , df=3, p<.000。

表9 世帯内就労者の属性

(単位：人) 2002年3月

		世帯主女性*	夫	娘	息子	その他女性	その他男性	合計
一般世帯	(人) (%)	94 33.5	91 32.4	43 15.3	30 10.7	16 5.7	7 2.5	281 100
女性世帯主世帯	(人) (%)	24 37.5	0 0.0	11 17.2	11 17.2	13 20.3	5 7.8	64 100
合計	(人) (%)	118 34.2	91 26.4	54 15.7	41 11.9	29 8.4	12 3.5	345 100

(出所) 筆者調査による。

(注)  $\chi^2 = 40.450$ , df=5, p<.000。

\*一般世帯の場合、世帯主である夫婦の内の女性を示す。

般世帯よりも若干高い割合を示している。しかし世帯主女性と娘・息子を合わせても71.9パーセントにすぎず、残りの就労者は「その他女性」が20.3パーセントを、「その他男性」が残りの7.8パーセントを担っているのである。つまり女性世帯主世帯では、就労者の30パーセント近くを母子以外の構成員、特に「その他女性」によって構成されており、拡大家族の形成により一般世帯と同程度の就労者を確保しているのである。

ここで、娘・息子の労働力としての割合が一般世帯よりも高くなっている理由を確認しておきたい。娘・息子両者の合計において、その全体に占める就労者の割合は一般世帯で20.4パーセントであるのに対して、女性世帯主世帯では46.8パーセントと、女性世帯主世帯での就労割合が高く、有意な差を示している。

それは、女性世帯主世帯の娘、息子の年齢が一般世帯よりも相対的に高く、就労割合が高いことによるものである。両世帯でその年齢を比較してみると、女性世帯主世帯の就労可能年齢以下（14歳以下）の娘・息子は女性世帯主世帯の娘・息子全体の40パーセント、就労可能年齢

層は60パーセントであるのに対し、一般世帯では就労可能年齢以下が67.3パーセント、就労可能年齢層32.7パーセントと女性世帯主世帯の娘・息子の年齢が高い。つまり、女性世帯主世帯には子供が少なく、増えることもないため、就労可能年齢に達した娘・息子の割合が多くその結果、就労者の割合が高くなっているのである。

一方で、彼らが一般世帯よりも若年のうちに学校をやめて就労しているという可能性も考えられる。しかし、娘・息子の就学年数における両世帯間の差異は見受けられない。表10はすでに学校を卒業もしくは中途退学し、現在就労している一般世帯と女性世帯主世帯の娘および息子の最終学年を表したものである。これを見ると、いずれの学年数も若干の上下があるので、女性世帯主世帯の娘・息子の就学年数は一般世帯とほぼ同じとみてよい。女性世帯主世帯は教育への投資を削減し、早期に労働力として子供を用い収入を確保する戦略は採用せず、将来への投資を意味する教育を優先し、子供に一般世帯と同様の就学の機会を与えてきたといえるであろう。

#### (4) 女性世帯主世帯内の就労者

では、各女性世帯主世帯内の実際の就労者について確認しておきたい。表4の太字で記されているのが、各世帯の就労者である。これを見ると、拡大家族の形態を取る18世帯のうち、14世帯で核家族構成員以外の構成員も就労していることがわかる。拡大家族でありながら核家族構成員のみが就労している4世帯とは、世帯主女性と娘、孫で構成される世帯で、孫が就労していないケース2世帯(No.30, No.169)、そして母親と同居しているものの母親が高齢で就労していないケース1世帯(No.171)、そしてもう1世帯(No.47)は、調査時に労働可能年齢の構成員がすべて疾病のため就労していない世帯である。つまり、全女性世帯主世帯のうち、51.6パーセントの12世帯で核家族構成員以外の就労者が存在することになる。一般世帯では、その割合がわずか14.7パーセントであり、やはり拡大家族の形成は女性世帯主世帯にとって労働力確保の重要な手段と言えよう。

また、就労者が核家族構成員、つまり母子のみで構成されている世帯についても同表で確認

してみると、就労者が世帯主女性1人である世帯は2世帯(No.14, No.20)のみであるのがわかる。他の世帯では、年齢の高い娘あるいは息子も就労しているのである。子が就労年齢に達していない世帯では、姉妹や親との同居を選択しているケース(No.31, No.166, No.82)もみられる。しかし、他の姉妹がすべて配偶者を有している等の理由により、拡大家族を形成できない場合には、幼い子供を抱えた母子家庭として残されると考えられる。

ここで、女性世帯主世帯27世帯を就労者の性別と人数の観点から分類してみると、就労者が「女性のみ・1人」である世帯3世帯(11.1パーセント)、就労者が「女性のみ・2人以上」である世帯10世帯(37パーセント)、就労者が「両性を含む・2人以上」である世帯12世帯(44.4パーセント)、そして「その他」2世帯<sup>(注14)</sup>となる。つまり女性世帯主世帯であっても男性労働力の存在する世帯は半数近く存在するということになる。主に、子や孫が就労可能年齢に達した世帯および、子が結婚し子夫婦が同居している世帯では男性労働力が存在するのである。

表10 就労している娘・息子の最終就学年

(単位：人) 2002年

		0年	小1-3年	小4-6年	中1-3年	高1-3年	合計
一般世帯	(人) (%)	2 2.5	8 10.1	30 38.0	24 30.4	15 19.0	79 100
女性世帯主 世帯	(人) (%)	2 8.0	2 8.0	9 36.0	9 36.0	3 12.0	25 100
合計	(人) (%)	4 3.8	10 9.6	39 37.5	33 31.7	18 17.3	104 100

(出所) 筆者調査による。

(注) (1)  $X^2 = 2.31$ , df=4, p<.679。

(2) カンボジアの教育制度は6・3・3年制である。「小」「中」「高」はそれぞれ小学校、中学校、高校を表す。

一方、息子や婿といった男性労働力の存在しない世帯でも、姉妹や親と同居することにより就労者を確保する傾向にある。しかし、それら拡大家族の形成は妻方居住制による女系ネットワークを利用したものであるため、男性就労者を獲得するには至っていない。そのため、男性就労者を有さない世帯は女性世帯主世帯で過半数を超えており、世帯全体としてみた場合、男性の労働力不足は女性世帯主世帯特有の問題点として現れているのである。

#### 4. 女性世帯主世帯の家事労働力

カンボジアの女性は、農業労働力もしくは現金収入を獲得する労働力であると同時に家事労働を担い [Ledgerwood 1992, 16-17]、各家庭において家計を管理し [Ledgerwood 1996, 11; 上田 2003, 30-32]、家庭を守る役割を期待されている [上田 2003, 30-32]。首都プノンペンの市場で働く女性たちを対象に調査を実施した Kusakabe (2001, 62-63) も家事は一般的に女性の仕事とされ、夫が従事するとしてもそれは「補助」でしかなく、主な責任は女性にあるとしている。筆者の調査においても、家事は男性の協力がみられるものの、主に女性によって請け負われ、女性によって世帯の家計管理が行われていた。

表11は家事労働に関する質問を実施した76世帯のうち、女性のみあるいは女性と労働可能年齢以下の子どものみで構成されている 4 世帯を省いた72世帯の家事労働従事状況を性別で示したものである。男性構成員の家事労働への従事状況を知るために、その 4 世帯は分析の対象から外している。主な従事者とは日常的に作業を遂行する者を指し、従事者とは主な従事者を含め、その作業に少しでも従事もしくは補助することがある者を指す。例えば、ある世帯で「炊

飯」に日常的に従事する者は世帯主女性で、週末等に娘、息子、夫が従事することがある、と答えた場合、主な従事者は世帯主女性なので、「主な従事者＝女性」、従事者は「世帯主女性、娘、息子、夫」となるので、「従事者＝男性・女性」としている。また、主な従事者は 1 人であるとは限らず、2 人以上の構成員が日常的に従事するとの回答を得たケースでは、それらすべてを主な従事者としている。

表11によると村の事例でも、家事は主に女性により従事されていることがわかる。家事労働の中で、主な従事者が女性のみである割合が最も高いのは「買物」で、98.6パーセントと、そのほとんどの世帯で女性が主な従事者となっていることがわかる。続いて、「炊飯」90.3パーセント、「調理」87.5パーセント、「育児」85パーセントと高い割合を示している。また、「掃除」、「洗濯」ではそれぞれ71.8パーセント、69.4パーセントと 7 割程度であり、男性と女性の両方が主な従事者である割合が若干高い。また「水汲み」では、女性のみが主な従事者である世帯は52.5パーセントと、半数程度に留まっていることがわかる。つまり、家事労働の中でも、特に買物、炊飯、調理といった食事に関する作業と育児において、女性が主な従事者となっているのである。

また各世帯での家計管理者は、調査世帯76世帯のうち、90.8パーセントの68世帯で世帯内の女性（世帯主女性もしくはその娘）が管理者となっており<sup>(注15)</sup>、村でも家計の管理者は女性であるという傾向が見られる。

ここで、世帯内の家事労働に従事可能な女性（以下、家事労働力とする）の数を一般世帯と女性世帯主世帯で比較してみたい。就労者女性人

表11 家事労働従事者の性別

2002年3月・9月

		女性のみ		男性・女性		男性のみ		しない		合計	
		(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)
買物 <sup>(1)</sup>	主な従事者 <sup>(4)</sup>	69	98.6	0	0.0	1	1.4	2	—	72	100
	従事者 <sup>(5)</sup>	66	94.3	3	4.3	1	1.4	2	—	72	100
炊飯	主な従事者	65	90.3	3	4.2	4	5.6	0	—	72	100
	従事者	34	47.2	37	51.4	1	1.4	0	—	72	100
調理 <sup>(2)</sup>	主な従事者	63	87.5	7	9.7	2	2.8	0	—	72	100
	従事者	41	56.9	30	41.7	1	1.4	0	—	72	100
育児 <sup>(3)</sup>	主な従事者	34	85.0	1	2.5	5	12.5	32	—	72	100
	従事者	15	37.5	24	60.0	1	2.5	32	—	72	100
掃除	主な従事者	51	71.8	14	19.7	6	8.5	1	—	72	100
	従事者	31	43.7	37	51.4	3	4.2	1	—	72	100
洗濯	主な従事者	50	69.4	18	25.0	4	5.6	0	—	72	100
	従事者	28	38.9	41	56.9	3	4.2	0	—	72	100
水汲み	主な従事者	32	52.5	21	34.4	8	13.1	11	—	72	100
	従事者	12	19.7	44	72.1	5	8.2	11	—	72	100

(出所) 筆者調査による。

(注) (1) 買物とは食品の調達等、日常的な買物を指す。

(2) 調理とは、スープや炒め物等のおかずの調理を指す。

(3) 育児とは5歳以下の子供の世話を指す。

(4) 主な従事者とは、日常的にその作業に従事する人を指す。

(5) 従事者とは、少しでもその作業に従事することのある人および補助する人を指す。ここには主な従事者も含まれる。

数に主婦である女性14人（一般世帯：11人、女性世帯主世帯：3人）を加え、それを世帯内の家事労働力とする<sup>(注16)</sup>。表12によると、家事労

働力が世帯内に2人以上いる世帯は女性世帯主世帯で81.5パーセントであるのに対し、一般世帯では42.2パーセントと有意な差が存在している。

つまり、女性世帯主世帯では拡大家族の形成により女性の労働力を確保しているため、一般世帯よりも家事労働力を多く有しているのである。

表12 一般世帯および女性世帯主世帯における家事労働力

(単位：戸) 2002年3月

		0人	1人	2人	3人以上	合計	平均(人)
一般世帯	(戸) (%)	2 2.0	57 55.9	27 26.5	16 15.7	102 100	1.6
女性世帯主世帯	(戸) (%)	1 3.7	4 14.8	19 70.4	3 11.1	27 100	1.9
合計	(戸) (%)	3 2.3	61 47.3	46 35.7	19 14.7	129 100	1.7

(出所) 筆者調査による。

(注)  $X^2 = 19.735$ , df=3, p.<.000。

### III 女性世帯主世帯の抱える制約

#### 1. 女性世帯主世帯に対する社会的支援の脆弱さ

日本では児童扶養手当や生活保護等の福祉制

度が母子家庭を保護している。しかし、カンボジアでは、離婚や死別により養育すべき子供を抱えることになった女性を支援するような、国家による福祉政策は採られていない<sup>(注17)</sup>。実際、タートック村でも州や郡等、政府からの支援は何ら実施されていない。また、村には女性世帯主世帯に対して福祉的役割を果たすような自助グループ等も存在せず、相互扶助も突発的なものか特定の期間に限られたものであり、日常的に女性世帯主世帯が利用できるような制度は見受けられない。また、日本の農村における「頼母子講」や「無尽講」のような金銭による経済的相互扶助制度も存在していない〔佐藤2004, 64-65〕。

## 2. 村内の親族の役割

カンボジアの婚姻は妻方居住制であり、妻方の両親の土地を一部相続する形で独立するため、結婚により独立した世帯であっても、主に妻方の親族が近隣に居住している例が多くみられる。村の女性世帯主世帯のうち、タートック村が夫方の村である世帯は1世帯(No.95)のみであり、他の世帯はすべて村が本人の出身村となっている。そのため女性世帯主世帯のほとんどの世帯が、村内に両親や兄弟姉妹、いとこ等の親族世帯を有している。

村の女性世帯主世帯では、近隣に居住する親族世帯が、子供の幼少期には幼児を預かり世話をしていたという例が多くみられ、女性世帯主世帯の就労活動を支えてきたといえる。また、その他の家事労働、農作業等においては女性世帯主世帯に対して特別に実施される親族世帯による補助はほとんど見受けられない<sup>(注18)</sup>。しかし女性世帯主世帯の多くが拡大家族を形成することにより、労働力を確保できたのは、村に親

族が居住していたためであるといえるであろう。〔佐藤 2004, 57-64〕。

## 3. 子供の養育

カンボジアでは離婚の場合、子供は母親が引き取ることが一般的であり、母親が子供を養育する。実際、村でも離婚女性のすべてが子供を引き取り養育している。しかし、夫から子供の養育費等の支援を受けている事例はみられなかった。それゆえ、子供が幼いうちは母親である女性に大きな負担がかかることになるのである。高橋(2003)の調査においても同様の事例が報告されている。

## 4. 男性就労者の不足

第Ⅱ節で述べた通り、過半数の女性世帯主世帯で男性労働力が存在していない。これは、カンボジアの女性世帯主世帯に引き起こされる環境として、頻繁に指摘される問題であり、特に農作業における男性労働力の不足は女性に大きな負担をもたらしていると報告されている〔Cambodia, The Royal Government 1997, 23-24; Ledgerwood 1992, 7-8, 16〕。

村でも農作業における男性の労働力不足は女性世帯主世帯にとって1つの問題となっている。村の稻作における諸作業は世帯を基本として進められている。作業は男女の協力のもと実施され、田植えの時期では主に男性が耕起および整地を担当し、女性が播種や移植、食事の準備等を担当する。トラクター等の機械を用いた耕作はほとんどみられず、役牛2頭と人の手によつて作業が進められる。また稻刈りは男女ともに作業に従事する。男性によって遂行される耕起作業は、女性でも遂行可能であるものの、自ら従事することは体力的な負担となる。また、雇用により男性労働力を確保する方策は経済的負

担となる。他の地域の調査においても、男性労働力を持たない世帯の一部では、従来男性が行うとされる水田の耕起等を女性が担う、もしくは雇用により男性労働力を確保しており、女性の負担増加を引き起こしていると報告されている [Ledgerwood 1992, 7-8, 16]。

### 5. 女性の就業選択範囲

女性就労者比率が高い女性世帯主世帯では、男性比が高い一般世帯に比して選択可能な就業内容が限られることになる。表13は村民が従事している生業を農漁業、自営業、雇用労働に分類し、さらに内容別に分け、それぞれの概要を示したものである。各々の女性割合をみると「その他自営業」、「公務員」、「日雇い」で割合が低くなっていることがわかる。特に「公務員」は女性割合がゼロである。村内の班長すべてが男性であり、村長も歴代男性が就任していることから、主に行政関連の公務員には女性の参入が困難になっていると推測される。「日雇い」は農作業もしくは建築作業等の肉体労働であるため、女性割合が若干低いと考えられる。そして村内で従事される様々な自営業を指す「その他自営業」で、女性従事割合が低いということは、女性の就業選択の幅が男性より狭いことを表しているといえるであろう。

## IV 女性世帯主世帯の就業選択

以上のような状況の中で、女性世帯主世帯ではいかなる方法で所得を獲得し、生計を維持しているのであろうか。ここでは各世帯において選択される就業を中心に検証していく。

### 1. 世帯当たりの就業数

村では1人当たり1つから3つの生業に従事

して生計の維持を図っている。1世帯内における就業の種類の数（例えば稲作に2人、漁業に3人、日雇いに1人従事している世帯では3となる）を両世帯で比較してみると、一般世帯では2.4、女性世帯主世帯では2.3と有意な差異は見られない。

### 2. 就業選択

では実際に各世帯においてどのような就業選択が行われているのであろうか。

表14は女性世帯主世帯、一般世帯それぞれの全世帯の内、何パーセントの世帯がその就業を選択しているかを示したものである。

両世帯を比較してみると、稲作にはともに80パーセント前後の世帯が従事しているものの、稲作以外では、一般世帯の就業は各々に分散しているのに対して、女性世帯主世帯では偏りが見られる。特に、畑作に40パーセント以上、「シェムリアップ中心部でのサービス業」（以下、SiemReapの略でS・Rとする）および食品加工販売に30パーセント前後の世帯が従事しており、高い割合を示している。逆に、それら3種以外は概して低い割合となっている。やはり就労者が主に女性によって構成されている女性世帯主世帯では、選択可能な就業が限られるために、このような偏りが生じていると言える。

これらすべての就業に関して、両世帯での従事・非従事世帯数でクロス集計したところ、「その他自営業」は一般世帯が、「畑作」、「食品加工販売」、「S・R」は女性世帯主世帯で多く従事される傾向にある、という結果となった。

「その他自営業」とは、前述の通り村における様々な自営業を指すが、村全体を通して主に男性により従事されている。つまり、就労者が主に女性によって構成される女性世帯主世帯

表13 タートック村の生業とその特徴

就業内容 <sup>(1)</sup>		分類	従事者数	従事者割合 <sup>(2)</sup>	女性割合	平均年齢	兼業率 <sup>(3)</sup>	現金収入/月 <sup>(4)</sup>
稲作	農漁業	210人	60.9%	57.6%	39.1才	50.5	0 \$	
畑作	農漁業	41	11.9	85.4	43.2	90.2	3 \$-10 \$	
漁業	農漁業	38	11.0	47.4	33.3	68.4	19.8 \$	
小売	農漁業 自営	22	6.4	90.9	41.0	36.4	2.6 \$-45 \$	
その他自営	自営	28	8.1	96.4	36.0	71.4	38.5 \$ (菓子)・6.9 \$ (その他) <sup>(5)</sup>	
食品加工販売	自営	18	5.2	11.1	45.5	83.3	-	
教師	雇用労働	23	6.7	60.9	32.7	26.1	24.7 \$ <sup>(6)</sup>	
公務員	雇用労働	16	4.6	0.0	41.1	18.8	17.3 \$+ a <sup>(6)</sup>	
医師	雇用労働	6	1.7	66.7	34.2	0.0	10.3 \$+ a <sup>(6)</sup>	
S・R	雇用労働	28	8.1	60.7	24.7	14.3	40.6 \$	
手工芸	雇用労働	17	4.9	82.4	23.2	5.9	30 \$	
日雇い	雇用労働	26	7.5	30.8	32.0	53.8	14.5 \$-28 \$	

(出所) 答者調査による。

(注) (1) 就業内容の概要は以下の通り。

「稲作」：主に雨季田における耕作。世帯を単位に主に村の水田にて実施。「畑作」：自家栽培の野菜、果物を販売。村内の烟もしくは家庭菜園で主に自給用に栽培し、その余剰分を村内もしくは郡中心部の市場で販売。

「漁業」：自家製塔の野菜、果物を販売。村内もしくは郡中心部の市場にて販売する漁業。主に世帯を単位に実施され、男性が漁を、女性が魚の販売を担当。

「小先業」：主に食品を扱う小先業。魚、野菜、果物の小先業は他の農家、漁師から商品を買い取り、それを郡中心部の市場にて販売。

「小先業」：主に食品を扱う小先業は郡中心部の市場にて購入し、自宅に併設された小規模な販売場にて販売。

「小先業」：主に食品（菓子、軽食、焼酎等）の原材料を購入し、自分で加工し、村内もしくは郡中心部の市場にて販売。

「食品加工販業」：食品（菓子、軽食、焼酎等）の原材料を購入し、自分で加工し、村内もしくは郡中心部の市場にて販売。

「その他自営」：上記の自営業以外に村内で実施されている。従事者の過少な様々な自営業。カヌー製造、私製造、自転車修理、バッテリー充電等。

「教師」：公立の小学校、中学校、高校の教師。小学校教師は村内もしくは郡内他村の小学校にて勤務、中学校・高校教師は郡内他村の学校にて勤務。

「公務員」：区や郡の役場、シェムリアップ中心部の各省庁の役員および警察、兵士。

（教師も公務員であるが、従事者の男女比の違いや村民が教師を他の公務員とは区別して認識しているため、別の範疇として扱うこととした。）

「医師」：郡中心部の診療所もしくは病院に勤務する医師。

「S・R」：シェムリアップ（SiemReap）中心部での観光関連サービス業での就労。主にホテル、レストラン、ゲストハウスの従業員。そのほとんどが住み込みで就労。

「手工芸技術職」：縫製業、織物業、宝石加工業等、特別な技術を必要とする手工芸職。縫製業、宝石加工業は郡中心部の市場内のテーラー、宝石店での就労。

「手工芸」：農業もしくは建築業における日雇い労働。農業は主に村において実施され、田植えや畠刈りの時期に他界帯により雇用。

「日雇い」：農業もしくは建築業における日雇い労働。農業は主に村における個人宅の建築やシェムリアップ中心部でのホテル等の建築における日雇い労働（S・Rとは異なり、仕事が終わると帰宅）。

(2) 全就労人口（345人）の内、各々に従事している者の割合。

(3) 各就業内容における従事者個人全体会の内、他の就業もしている者の割合。

(4) 従事者個人の現金収入を表す。しかし、ここに示された現金収入は、数世帯での聞き取りから各従事者の現金収入の平均を取ったものであり、あくまでも参考程度の数字である。また、自給用に消費される米や野菜、魚はここに含まれない。

従事者によって大幅に収入が異なる場合は、最低値から最大値で示している。

(5) 食品加工販業の収入は、菓子の加工販売とその他（焼酎・やし砂糖等）の食品では、収入が大きく異なるため、それぞれの収入の平均を示している。

(6) 公務員および医師は月給以外の収入（患者からのチップ等）のあるケースが多い。しかし、その額は定かでない。

表14 一般世帯および女性世帯主世帯における就業選択状況

(単位:戸) 2002年3月

	一般世帯		女性世帯主世帯		カイ二乗検定
	(戸)	(%)	(戸)	(%)	
稲作	81	79.4	22	81.5	$\chi^2=0.117$ p<.812
畑作	17	16.7	12	44.4	$\chi^2=9.453$ p<.002
漁業	20	19.6	3	11.1	$\chi^2=1.052$ p<.305
小売	15	14.7	2	7.4	$\chi^2=0.994$ p<.319
食品加工販売	13	12.7	8	29.6	$\chi^2=4.466$ p<.035
その他自営	15	14.7	0	0.0	$\chi^2=4.493$ p<.034
教師	19	18.6	1	3.7	$\chi^2=3.630$ p<.057
公務員	12	11.8	2	7.4	$\chi^2=0.419$ p<.517
医師	4	3.9	0	0.0	$\chi^2=1.093$ p<.296
S・R	15	14.7	9	33.3	$\chi^2=4.892$ p<.027
手工芸	11	10.8	2	7.4	$\chi^2=0.269$ p<.604
日雇い	19	18.6	2	7.4	$\chi^2=1.972$ p<.160

(出所) 筆者調査による。

(注) 太字は統計的有意性のある職業を表す。

は、限られた中で就業選択を行っているといえるであろう。

それでは以下、女性世帯主世帯が従事する割合の高い3つの職業に関して、その詳細を見ていく。各々の就業における現金収入等の概要は表13を参照されたい。

「畑作」は、村内および村近郊にて従事され、女性の従事割合が高い。現金収入が微小であるため兼業率も高い。女性世帯主世帯における従事状況を見てみると、従事世帯12世帯に、従事者は合計19人存在する。1世帯に2人の従事者がいる世帯は7世帯であり、残りの5世帯の従事者は1人である。94.7パーセントの18人が女性であり、従事者の平均年齢は43.7歳と比較的高い。また、すべての従事者が稲作にも従事している。

畑作は、自給自足の延長上に位置し、村の広範な人々が容易に実施することが可能である。そしてカンボジアでは食品を売買するのは主に

女性の役割とされるため<sup>(注19)</sup>、女性にとってより参入が容易であると言える。

多くの世帯で自給用の野菜や果物は栽培されているものの、収入が微小であるため、一般世帯ではあまり現金収入を得る手段とはされていない。また、女性世帯主世帯は世帯人数が少ないため、自給用の野菜・果物の余剰ができ、販売することが可能であるということも推測される。女性世帯主世帯では、わずかながらも現金収入を得るために、収穫物の余剰分を販売し、現金を獲得しているのである。

「食品加工販売」は、村内および村近郊にて従事され、女性の従事割合が高い。月収は加工される食品の種類によって異なるが、菓子の加工販売は村で従事される職業の中で最も高い現金収入を見込める就業の1つである。女性世帯主世帯における従事状況を見てみると、従事世帯8世帯に、従事者は合計10人存在する。1世帯に2人の従事者がいる世帯が2世帯あり、残

りの6世帯の従事者は1人である。従事者すべてが女性であり、従事者の平均年齢は39.7歳である。

これら食品加工に従事している8世帯(10人)のうち、菓子の加工販売を行っているのは、そのほとんどの7世帯(8人)である<sup>(注20)</sup>。菓子の加工販売は、比較的多くの現金収入を得ることができると、朝と昼、2回菓子作りを行い、午前と午後の2回、市場にて販売する、あるいは夕方から明朝にかけて睡眠を取らずに菓子を作り、早朝から販売に出かけるため、かなりの時間と手間がかかり、家を離れる時間も長い。そのため従事者本人が過重な労働および家事労働に耐えるか、家事労働を補助する者が必要となる。実際、一般世帯において菓子の加工販売に従事している5世帯を見てみると、その内4世帯で菓子の加工販売従事者以外の家事労働力が存在し、残りの1世帯は、夫婦2人のみの世帯であり、夫の協力のもと加工販売が実施されている。

一方、女性世帯主世帯の菓子の製造販売に従事する7世帯では、菓子の加工販売従事者以外の家事労働力が日常的に存在するのは4世帯である<sup>(注21)</sup>。残りの3世帯では従事者本人が家事労働にも従事し、過重な負担を負っていると推測されるが、内1世帯では子供を近隣の親族世帯が預かってくれることが多いと述べており、世帯外に家事労働の一部を外部化している。

第Ⅱ節で述べた通り、女性世帯主世帯では拡大家族の形成により、主に女性労働力の確保しているため、家事労働を含めた労働の分担を可能とさせているのである。しかし一般世帯では家事労働力が1人の世帯は50パーセント以上であり、家事を補助する構成員の確保は難しく、

菓子の加工販売が高い現金収入を得られるにも関わらず、従事可能な環境にある世帯は少ないといえる。

「S・R」は、シェムリアップの中心部にて従事され、女性の従事割合は約60パーセントである。月収は高く安定的である。女性世帯主世帯における従事状況を見てみると、従事世帯9世帯に、合計9人の従事者が存在する。つまり、1世帯に各1人が従事している。9人中7人(約8割)が女性である。平均年齢は26.4歳と若い。

シェムリアップ中心部では観光業の発展にともない若い世代、特に女性に対する大きな労働需要が発生している。収入は高く安定的であるが、一般世帯からの従事者の割合は(女性世帯主世帯が30パーセント以上であるのに対して)15パーセント足らずとそれほど高いものにはなっていない。

S・R従事者を男女別に見てみると、男性のS・R従事者が存在する世帯は、一般世帯で全一般世帯の6.9パーセント(7世帯)、女性世帯主世帯で全女性世帯主世帯の7.4パーセント(2世帯)とほとんど差異が存在しない。一方、女性のS・R従事者が存在する世帯を比較してみると、一般世帯では8.8パーセント(9世帯)に対し、女性世帯主世帯では25.9パーセント(7世帯)と有意な差が存在している。つまり、女性世帯主世帯のS・R従事世帯割合の高さは、女性従事者を持つ世帯割合が一般世帯に比して高いためであると言える。ではなぜ、女性世帯主世帯では女性のS・R従事者を持つ世帯割合が一般世帯より高くなっているのであろうか。

S・R従事者のそのほとんどの、シェムリアップ中心部に住込みで就労し、週末等の休日に

~~~~~研究ノート~~~~~

村へ帰る。つまり普段は村での農作業や家事労働に従事することはできない。家事労働、家計管理が主に女性の役割とされる中、家事労働に従事できる女性が1人しかいない世帯ではS・Rへの従事は困難となる。世帯内の家事労働力人数によって、女性のS・R従事者数を確認してみると（表15）、家事労働力が1人しかいない世帯にS・Rに従事する女性は存在せず、S・R従事者のいるすべての世帯に、家事労働力が2人以上存在していることがわかる。さらに、それら家事労働力が2人以上いる世帯において、女性S・R従事者が存在する世帯の割合を一般世帯と女性世帯主世帯で比較してみると（表16）、S・R従事者の存在する世帯が一般世帯で23.3パーセント、女性世帯主世帯で31.8パーセントと女性世帯主世帯で若干高い割合を示しているものの、有意な差ではない。

つまり、家事労働力が2人以上存在する世帯では、女性がS・Rに従事することが可能となり、一般世帯、女性世帯主世帯を問わず、ほぼ同割合のS・R従事世帯が存在しているのである。女性世帯主世帯においてS・Rに従事する女性の割合が高いのは、家事労働力が2人以上

表16 家事労働力が2人以上いる世帯でのSR従事世帯  
2002年3月

|         |            | 非従事        | 従事         | 合計        |
|---------|------------|------------|------------|-----------|
| 一般世帯    | (戸)<br>(%) | 33<br>76.7 | 10<br>23.3 | 43<br>100 |
| 女性世帯主世帯 | (戸)<br>(%) | 15<br>68.2 | 7<br>31.8  | 22<br>100 |
| 合計      | (戸)<br>(%) | 48<br>73.8 | 17<br>26.2 | 65<br>100 |

（出所）筆者調査による。

（注） $X^2=0.552$ , df=1, p.<.457。

いる世帯が、一般世帯よりも多く存在することによると考えられるであろう。

シェムリアップ中心部において女性に対する労働需要が存在し、その収入が高く安定的であるということが周知されていても、家事労働に責任を持つ女性が、シェムリアップ中心部で就労することは困難なのである。拡大家族の形成により女性労働力を確保している女性世帯主世帯では、家事労働と家庭を守る役割を担う必要のない女性をより多く創出し、新たな雇用機会への、ある種の女性の社会進出を促す結果となっているといえるであろう。

## 結語

### 1.まとめ

以上、女性世帯主世帯がどのような世帯構成で、いかなる方法で生計を維持しているのかについて論証してきた。

女性世帯主世帯の世帯状況としては、一般世帯と比して以下のような特徴が見られた。

（1）世帯人数は一般世帯に比して少ない。

（2）世帯内就労者数は一般世帯とほぼ同数である。

表15 世帯内の家事労働力人数別、S・R従事世帯  
(単位：戸) 2002年3月

|          |            | 0人       | 1人         | 2人         | 3人以上       | 合計         |
|----------|------------|----------|------------|------------|------------|------------|
| S・R従事世帯  | (戸)<br>(%) | 0<br>0   | 0<br>76.5  | 13<br>23.5 | 4<br>100   | 17         |
| S・R非従事世帯 | (戸)<br>(%) | 3<br>2.7 | 61<br>54.5 | 33<br>29.5 | 15<br>13.4 | 112<br>100 |
| 合計       | (戸)<br>(%) | 3<br>2.3 | 61<br>47.3 | 46<br>35.7 | 19<br>14.7 | 129<br>100 |

（出所）筆者調査による。

（注） $X^2=19.890$ , df=3, p.<.000。

る。

(3)世帯内男性就労者は一般世帯に比して少ない。

(4)世帯内扶養者数は一般世帯に比して少ない。

(5)世帯内の家事労働に従事可能な女性人数は一般世帯に比して多い。

夫が不在で子供の数も少ない女性世帯主世帯は、世帯人数が少ないものの就労者数はほぼ等しく、世帯内の扶養者数は少なくなっている。就労者数に差異が見られないのは、娘・息子の年齢が高く、就労している割合が高いこと、拡大家族を形成することにより、労働力を確保しているためであった。また、拡大家族の形成は労働力の確保を実現しているが、女系親族のネットワークを利用したものであるため、男性労働力の確保は困難であり、男性労働力不足を克服するに至っていない。しかし、女性労働力を獲得することによって、家事労働に従事可能な女性労働力が一般世帯よりも多く存在している。

女性世帯主世帯では、就労者が主に女性で構成されているために、一般世帯に比して選択可能な就業が限られたものとなっている。また、村の女性世帯主世帯は政府や村の自助グループ等から積極的支援は何ら受けけておらず、離婚世帯であっても前夫から子供の養育費等を受け取っている事例も見受けられない。そのような状況下において、女性世帯主世帯では以下のような就業選択を行い、生計維持を図っているのである。

(1)自家栽培の野菜、果物の余剰分を販売。

(2)過重な労働であるものの比較的高い現金収入の得られる食品の加工販売に従事。

(3)女性家事労働力が2人以上存在する世帯で

は、安定的で高い現金収入を得るために、主に女性がシェムリアップ中心部でのサービス業に住み込みで従事。

女性が主な労働力である女性世帯主世帯では、食品関連に就業する傾向にある。カンボジアでは食品を売買するのは主に女性の役割とされるため、食品の売買は女性にとってアクセスが容易な職業となっているのである。中でも特に女性世帯主世帯では、自給用に栽培される野菜や果物の余剰分を販売し、僅かながらの現金収入を獲得している。そして過重な労働であるものの（一部の世帯では、世帯内外からの家事労働の補助を受けながら）、高い現金収入を獲得するために食品の加工販売に従事する傾向が見られた。そして女性世帯主世帯では一般世帯よりも女性家事労働力を多く有しているため、世帯内に家事労働力の余剰が発生し、女性が村を離れシェムリアップ中心部で就労することを可能にしているのである。

これまでカンボジアの女性世帯主世帯は貧困で社会的弱者であるとの見解が多く示されてきた。しかし、今回の調査では、家事労働を担える範囲での就労に制約されがちである農村女性の就業選択の拡大を促しているという一面を示している。冒頭に、女性世帯主世帯は男性世帯主世帯に比して貧困割合が高いとはいえないという統計結果が出ていることを述べた。本調査では女性世帯主世帯と一般世帯の家計を実証的に比較するデータはない。しかしタートック村でも女性世帯主世帯が貧困に陥る割合が高いとは言えないのではないか、というのが筆者の感触である。女性世帯主世帯では扶養家族も少なく、世帯主女性一人が就労者である割合も低い。また、女性が主な就労者であるものの、安定的

で確実な現金収入を得ているためである。

現在のカンボジア経済は、シェムリアップの観光サービス業、首都プノンペンを中心とした縫製工場の成長と、女性労働力への需要が高まる傾向にある。このような状況の中で、女性世帯主世帯が都市部での就業を選択し、一般世帯と同等以上の現金収入を得ている、もしくは今後得る可能性は大きいとも考えられる。

## 2. 今後の課題

冒頭で述べた通り、今回の調査では、各世帯における家計（収入と支出）を把握することができなかった。したがって、各世帯における家計調査の実施および女性世帯主世帯の経済的分析が今後の課題として残された。そしてさらに女性世帯主世帯を世帯構成、就労者構成別（特に、男性就労者の有無）に分類し、それぞれの生活状況を把握していく必要があると考える。また、女性世帯主世帯では拡大家族の形成により、労働力の確保を行っていることが明らかになつたが、世帯の形成過程については未調査である。女性が夫を失った時点で、どのような選択をしているのかについても、今後、調査を進めていきたい。

そして本稿では一農村を事例として取り上げたが、全世帯の約25パーセントを構成する女性世帯主世帯がどのような状況にあり、カンボジア社会全体に対して、どのような影響を与えたかを把握していくためには、他地域との比較研究が必要である。特にシェムリアップは、観光業という他地域に比べて特殊な雇用機会の存在するケースである。そのような雇用機会のない、観光地や都市部から離れた農村における女性世帯主世帯の生計維持がいかにして行われているのかについては、大変興味深いところであり、

今後の課題としたい。

（注1）本稿は、佐藤（2004）と同様の調査に基づくものであり、一部記述内容が重複していることをお断りしておく。

（注2）平均寿命は女性59.5歳、男性54.8歳〔U.S. Central Intelligence Agency 2002〕。

（注3）ここで言う貧困割合とは、所得が貧困ラインを下まわる状態にある世帯の割合を指す。貧困ラインとは必要カロリー摂取の推計値から算出した食糧消費と必要非食糧消費を合わせたもので、1993/94年のカンボジアにおける社会経済調査（SESC: Socioeconomic Survey of Cambodia）では1人一日、プノンペン：1578リエル、その他の都市：1264リエル、農村部：1117リエル。SESCを更新する形で実施された1999年のカンボジア社会・経済調査（CSES: Cambodia Socio-Economic Survey）では1人一日、プノンベン：2470リエル、その他の都市：2093リエル、農村部：1777リエルと定められている。

（注4）これらの統計データで女性が世帯主である世帯とされる世帯には、母子家庭の他に、多世代が同居する世帯で最年長が世帯主とされた世帯や、ただ単に回答者が女性であった世帯も含まれている。そのためこれらのデータや分析結果は慎重に取り扱う必要がある、と加えて述べられている〔Prescott and Pradhan 1997, 30〕。

（注5）質問内容は各世帯の村への移住年、移住理由、家事労働の役割分担、世帯内での意思決定者等。調査期間の都合上、全調査世帯の内、一部の世帯に対してのみ実施された。佐藤（2004）では129世帯731人のデータを個人データとし、76世帯のデータを世帯データと表記している。

（注6）このうち、90パーセント近くが観光客である〔Cambodia, Ministry of Planning, National Institute of Statistics 2003〕。

（注7）建築現場では女性の姿も見られるが、軽作業に従事することが多く賃金は男性に比べて低い。

（注8）雨季田、乾季田双方を含むが、雨季田のみの所有が多数。しかし、調査中盤にインフォーマントが所有水田面積を実際よりも少なく伝える傾向がある

ことがわかり、質問の方法を変更した。それでも本数値は実際の所有面積より小さい可能性が高く、近似値と見なすべきであろう。他の地域での農村調査結果でも世帯別所有農地面積の平均はいずれも1ヘクタール以下であり、大規模経営の農家はほとんど見受けられない。駒井（1998, 179）：タケオ州トゥロベアング・ペーベング村0.53ヘクタール、谷川（1997, 233）：シェムリアップ州北スラ・スラン集落（谷川はプームの訛語を「集落」としている）0.83ヘクタール、天川（2001, 169）：カンダール州ビンブン村0.61ヘクタールカンダール州サマキ村0.51ヘクタール。また、筆者の調査では耕作面積を把握していないが、全水田所有世帯の13.9パーセントは自ら耕作を行わず、他世帯へ貸し出している。

（注9）稲作農家で兼業を有していないのは1世帯。寡婦（50歳）とその息子（8歳）の世帯で、寡婦が稲作のみに従事し、他村に住む既婚の息子2人が生活を補助している。

（注10）佐藤（2004）では「女性世帯」という概念を使用したが、「女性のみで構成される世帯であるという印象を与える」との指摘を受け、本稿では「女性世帯主世帯」とした。また、佐藤（2004）では、それらの世帯が幼い子を有していた時期の状況を知ることも目的としているため、夫を亡くした時点の状況を定義として採用している。そのため佐藤（2004）で女性世帯とされた世帯のうち、現在は子夫婦が世帯主となっている世帯1世帯は、本稿の女性世帯主世帯に含まれていない。ただし、佐藤（2004）では女性世帯2世帯となっているが、女性世帯2世帯を一般世帯として誤って集計しているため、正しくは女性世帯2世帯である。

（注11）それらは一般的傾向としては存在するものの、厳密に遂行されているわけではなく、融通性に富んだものとなっている。村でも実家に残っている子供が末娘でない世帯や、土地の分与が行われていない世帯も見られた。

（注12）世帯の形成過程については未調査。ただし、夫方居住で夫と離婚した3人の女性（No.31, No.114, No.166。No.166は世帯主の姉）が、離婚後、村の実家に戻り母親もしくは姉妹と世帯を再形成していること

は確認している。

（注13）表7の一般世帯における男性就労者0人の世帯とは、夫が存在するものの、病気による休職、失業等の理由により、調査時点で就労していない世帯である。

（注14）就労者のいない世帯1世帯、就労者が男性1人である世帯1世帯。

（注15）世帯主女性と夫、それぞれが家計管理を行っている世帯は1世帯（1.3パーセント）。管理するお金がない、もしくは管理者が特に決まっていないと回答した世帯は6世帯（7.9パーセント）であった。

（注16）就学中の構成員でも家事労働への従事がみられるが、ここでは家事労働に責任を持つことが可能な者として、就労者女性と主婦を家事労働に従事可能な女性と考えることとする。つまり、幼児、就学者、病気もしくは高齢で就労・家事ともに従事していない女性以外のすべての女性を家事労働力とする。

（注17）ポル・ポト時代後に成立したヘン・サムリーン政権では男性労働力の不足を補うために女性が生産活動に従事することを促す政策がとられていた。農業面では共同作業と生産手段の共同使用を制度的に促し、また省庁や政府機関、国営工場等には保育施設が併設され、女性世帯主世帯への公的支援の役割を果たしていた。しかし、1980年代後半、私的経済活動が公認され、国営企業の改革や外資導入などの自由化政策が採られると、公的な保育施設は閉鎖されていき、農村部での共同作業も消失してしまった〔天川1996, 91-92〕。

（注18）高橋（2003）の調査では、女性世帯主世帯に対し、近隣に居住する親族世帯により労働共同、無償供与が実施されていると報告されている。

（注19）Kusakabe（2001）によると、市場での小売業の多くが女性により従事されているのは、その就業形態がフレキシブルであり、家事労働を同時に担う女性にとって就労が容易であることが指摘されている。食品売買が主に女性により担われるのも同様の理由が考えられるが、それに加えて社会的規範による要因も考えられる。各家庭内での日常的な買物はほぼすべての世帯で女性によって遂行されており、他の家事労働では男性が補助を行うケースが多く見られるものの、買物に関しては男性が遂行するのは例外的なケースの

## ~~~~~研究ノート~~~~~

みである（表11参照）。また畑作に従事する世帯で男女ともに畑作を実施していても、販売は必ず女性が行う。男性が食品の売買を行うことは「恥ずかしいこと」と認識されており、経済的要因に加え、社会的規範が働いていると考えられる。

（注20）菓子は果物が多く出回る雨季には収入が落ちるため、乾季のみ従事する世帯もある。

（注21）菓子加工販売を実施する7世帯の中で、家事労働力が2人以上存在する世帯は6世帯であるが、うち2世帯では、他の家事労働力となる者がS・Rに従事しており、家事労働力として貢献することができない。

## 文献リスト

### <日本語文献>

- 天川直子 1996.「復興のための女性か？ 女性のための復興か？」アジア経済研究所編『第三世界の働く女性』明石書店。
- 2001.「農地所有の制度と構造」天川直子編『カンボジアの復興・開発』アジア経済研究所。
- 上田広美 2003.「資料紹介『カンボジア女性の役割と人権』『現代カンボジアのジェンダー構造と表象に関する学際的研究』研究課題番号12610315平成12年度～平成14年度科学研究補助金（基盤研究（C）(1)）研究成果報告書。
- 駒井洋 1998.「カンボジア農村の復興と仏教——タケオ州トロロペアング・ベーング村の事例——」『社会学ジャーナル』第23号 筑波大学社会学研究室。
- 佐藤奈穂 2004.「農村における女性世帯に対する親族と共同体の役割——カンボジア シエムリアップ州タートック村を事例として——」『龍谷大学経済学論集 民際学特集』第43巻第5号 龍谷大学経済学会。
- 高橋美和 2001.「カンボジア稻作農村における家族・親族の構造と再建——タケオ州の事例——」天川直子編『カンボジアの復興・開発』アジア経済研究所。
- 2003.「カンボジア農村の女性世帯主世帯——

婚姻・ジェンダー・生計戦略に関する研究ノート——」『現代カンボジアのジェンダー構造と表象に関する学際的研究』研究課題番号12610315平成12年度～平成14年度科学研究補助金（基盤研究（C）(1)）研究成果報告書。

谷川茂 1997.「カンボジア北西部の集落(1)——北スマ・スラン集落における社会経済基礎調査——」『上智アジア学』第15号 上智アジア学編集委員会。

廣畠伸雄 2004.『カンボジア経済入門——市場経済化と貧困削減——』日本評論社。

### <英語文献>

- Cambodia, Ministry of Planning n.d. *A Poverty Profile of Cambodia-1999*.
- 1998. *Cambodia Human Development Report 1998 Women's contribution to development*
- Cambodia, Ministry of Planning, National Institute of Statistics 1999. *General Population Census of Cambodia 1998*.
- 2000. *General Population Census of Cambodia 1998, Analysis of Census Results Report 8, Women in Cambodia*.
- 2003. *Kingdom of Cambodia Statistical Year Book 2003*.
- Cambodia, Ministry of Tourism 2002. *Hotel in Siemreap Province as of September 2002*.
- 2002. *List of Guesthouse's in Siemreap 01 January to 01 July 2002*.
- 2002. *List of Restaurants, Discotheques, Karaoke, Massages, Snookers, November 2001*.
- Ebihara, May 1971. *Svay:A Khmer Village in Cambodia*, Ph.D. dissertation, Columbia University, Ann Arbor, MI: Universstiy Microfilms.
- Kusakabe, Kyoko 2001. *Women's Participation in the Market Women Retail Traders in Phnompenh, CAMBODIA*. Gender Studies Monograph 9. Asian Institute of Technology.
- Ledgerwood, Judy L. 1992. *Analysis of the Situation of Women in Cambodia*. Phnom Penh: UNICEF.

- 1996. *Women in Development: Cambodia*.  
Asian Development Bank.
- Prescott, Nicholas and Menno Pradhan 1997. *A Poverty Profile of Cambodia*. World Bank  
discussion paper No.373. The World Bank.
- Rama Rao, Rajalakshmi and Binie Zaan 1997. *An Analysis of Female-Headed Households in Cambodia*, National Institute of Statistics, Ministry of Planning.
- Sarthi Acharya, Kim Sedara, Chap Sotharith and Meach Yady 2003. *Off-farm and Non-farm Employment: A Perspective on Job Creation in Cambodia*. Working Paper26, Cambodia  
Development Resource Institute.
- The Royal Government of Cambodia 1997. *First Five Year Socio Economic Development Plan 1996-2000*.
- U.S. Central Intelligence Agency 2002. *The World Factbook 2002*. (<http://www.cia.gov/cia/publications/factbook/index.html> にて2003年1月閲覧).
- (京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科博士後期課程, 2004年3月1日受付, 2004年11月11日レフェリーの審査を経て掲載決定)